

定額減税の考え方（公的年金所得者の場合）

所得税の定額減税の考え方（再掲）

- **暦年課税**であるため、最終的な税額は年間の収入額等が年末に確定した段階ではじめて確定し、年間の減税額も確定する。
- 減税は、**納税の機会に納税額から減税する対応**となり、**最終的には確定申告での対応**となるが、それ以前に納税の機会がある場合には、令和6年6月以降、**実務上可能な限り早い機会を通じて減税**を行う。

< 公的年金所得者の場合 >

納税の機会を通じて行う。平成10年の特別減税の際には、源泉徴収の機会を通じて減税を実施し、最終的には原則として確定申告で確定。

（参考）公的年金に対する源泉徴収

- 公的年金については、年金支払者（年金機構、各種共済等）が源泉徴収を実施。
- 隔月（偶数月）の年金支給の際に、支給額から源泉徴収額を控除。

（参考）標準的な年金額と所得税の課税最低限（源泉徴収が行われる公的年金の収入水準）



(※) 標準的な年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額（厚生労働省による「夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額」を基に計算。令和4年度年金額改定実施後）である。

(注1) 年金受給者の課税最低限については、本人・配偶者は70歳以上として計算している。

(注2) 課税最低限の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。